

## 広島県告示第八百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年九月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 保安林予定森林の所在場所

庄原市高野町和南原字毛無山一七二の六〇、一七二の六二、一七二の六四から一七二の七一まで、六〇五、六〇六、六一〇、六六五、七四九、七五一、七五三、七五四

### 二 指定の目的

水源のかん養

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)